

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷四十四第

行發日一月一年二十和昭

新年特別號

地方營業税の課税標準……………	法學博士 神戸正雄
固定資本論の一節……………	文學博士 高田保馬
土地所有の集中と分散……………	經濟學博士 八木芳之助
大都市時代の出現と ^{その可の} 考察……………	經濟學士 中川與之助
經營協議會制度の成立……………	經濟學士 大塚一朗
北支日系通貨に就て……………	經濟學士 松岡孝兒
アメリカ經濟の發達と通貨論争……………	經濟學士 堀江保藏
統計・統計調査・統計教育……………	經濟學博士 蛭川虎三
貿易と生産・消費との關係……………	經濟學博士 谷口吉彦
新國民主義と國民共同體……………	經濟學博士 石川興二
金融の動きと銀行勘定の増減……………	經濟學博士 小島昌太郎
新着外國經濟雜誌主要論題……………	

(禁轉載)

アメリカ經濟の發達と通貨論争

堀江保藏

一、序 言

アメリカ合衆國は、相當廣汎な自治を認められた各州の聯邦であるが、經濟的に見れば、州の聯邦といふよりも寧ろ産業地域の聯邦であるといふに近い。即ち植民地時代より今日に至るまで、多少共に共通の社會的經濟的利益を有する諸州は、個々の單位としてよりも、集團となつて行動して來たものである¹⁾。この事實に基いて、合衆國は國初以來度々地域的分裂の危機に直面し、この危機に至らざるまでも、諸々の經濟政策に關聯して屢々論争が生じた。例へば憲法制定に際しては、商工業者の多く住する東北部と農業を主産業とする邊境地とは、その集權的性質に關して見解を異にし、國有地處分問題に關しては商工業地域と農業地域との間に主張の相異あり、關稅問題に關しては商工業地域及穀物農業地域と、棉花栽培地域との間に論争を生じ、聯邦の分裂にまで至らんとし、最後に奴隸制度存廢問題に關して北部と南部との間に抗争起り、遂に之を直接の動機として、合衆國分裂の最後の且つ最大の危機である南北戦争の勃發を見たのである。而して此等の論争は概ね聯邦主義乃至中央集權的統一主義と、各州の自治主義乃至地方分權主義との對立として表面化してゐるのであつて、大體に於て之を見れば、商工業地域は鞏固なる中央政府の存立を主張し、農業地域は各州自治の廣汎なる存在を要求するが如くで

1) Carman, H. J.; Social and Economic History of the U.S., Vol. II. p. 443.

ある。茲に論争の經濟過程と政治過程との密接な聯關を見る。茲に述ぶる通貨論争も亦此種の産業地域間の抗争として眺める事が出来るのであつて、以下主として紙幣及發券銀行制度に關する論争を述べ、以てこの方面よりアメリカ經濟の發達を窺ふこととしよう。

二、南北戦争以前の通貨論争

(イ)合衆國銀行 一七九〇年財務長官ハミルトンは、英蘭銀行に模して合衆國銀行を設立する案を議會に提出した。その目的は、健全なる銀行紙幣を提供して商工業に金融上の便宜を與へ、且つ公債の引受並に國庫の出納機關として政府の財政活動を援助するにあり、要するに銀行は、國初の通貨の混亂状態を是正し、不確實なる財政的基礎に對する補強手段たるべく期待せられたのである。當時發券銀行としては憲法制定以前に議會の特許を得て創業せる Bank of North America (1781), Bank of New York (1784), Massachusetts Bank (1784) の三行あるに過ぎず、且つ州自ら紙幣を發行する事は憲法の禁するところなりしを以て、通貨の統一並に聯邦政府の統制力の擴大を欲する商工業者・金融業者のみならず、通貨の膨張を欲する一部農業者も、右の銀行の設立を支持した。

之に對してジェフアースン一派の地方分權主義者は、憲法の解釋上その設立に反對した。之より先獨立戦争に際して政府が發行せる紙幣 (Continental Currency) は三億五千七百萬弗に上り、諸州の發行せる紙幣も少なからず、而も其等は概ね不換紙幣なりしたため價值の低落甚しく、流通界は混亂状態にあつた。此状態が一方合衆國銀行の

設立を企圖せしめた所以であつたと共に、他方には一七八七年制定の憲法に州の紙幣發行禁止を明記せしめた所以であつて、聯邦政府の紙幣發行も、之を禁止する明文存せざるも、その精神上當然禁ぜらるべき事柄に屬した²⁾。今や合衆國銀行が聯邦政府の手によつて組織せられんとするに當り、ジェフアースン一派の憲法の構造解釋派が、同行の違憲を主張してその設立に反對したのは理の當然である。併し乍ら彼等の反對の裏には聯邦銀行による州立銀行の壓迫てふ懸念が存した。即ち合衆國銀行券が廣く流通することになれば、その結果はいふ迄もなく州立銀行の業務の縮小である。換言すればそれは聯邦政府の統制力の擴大であり、各州の自治の權限の縮小である。茲に於て地方分權主義者はジェフアースンと共に同行の設立に猛然反對した。

此論争に於て結局反對派は敗れ、一七九一年第一合衆國銀行 (The First United States Bank) が設立せられた。大審院亦聯邦政府の銀行特許を合法的なりと宣し³⁾、従つて合衆國銀行紙幣は法貨なる事が認められた。翻つて右の銀行設立案に對する下院の投票は賛成三十九に對して反對二十であつて、反對投票中メリーランド以北のものは僅かに一票であり、賛成投票中同州以南のものは僅かに三票であつた⁴⁾。此事は合衆國銀行問題に關する地域的對立を反映するものである。即ち既に商工業・金融業等の相當發展せるニューイングランド及中部諸州は、健全通貨並に聯邦政府の統制力の擴大を欲せしに對し、輸出用農産物の栽培を主とせる南部諸州は、州の自治權の擴大、従つて通貨に對する州のイニシアテイヴを欲したのであつて、前者の勝利は資本主義的憲法制定の一つの延長であつた。

第一合衆國銀行は金融機關として將又財政機關として、よく設立當初の目的を果した。併し二十ヶ年の特許期

2) Hepburn, A. B.; A History of Currency in the U. S., rev. ed., 1924. p. 74.
3) Hepburn; *ibid.*, p. 79. and f.
4) Dewey, D. R.; Financial History of the U. S., 8. ed., p. 100.

限が近づくに及び、特許を更新すべきや否やが議會の問題となり、銀行の希望、財務長官ガラティンの努力にも拘らず、更新反對派の勝利に歸した。彼等の反對論據は、銀行の資本金一千萬弗中七百萬弗が外國人に保有せられしこと、及びかゝる銀行の特許は憲法に違反することの二點に存し、議會に於ては殊に後の點が強調せられた。併し乍らその裏には州立銀行の擴大強化が目論まれてゐた事を見逃してはならない、思ふに獨立後西方未開地への開發移住運動即ち所謂西漸運動は順に活潑となり、一八一〇年までに新たにケンタツキー・テネシー・オハイオの三州が成立した。⁵⁾西部に進出せる農民は土地購入の便宜上通貨の膨張を切望して、合衆國銀行の堅實なる經營方針に慍らず、州立銀行の自由なる發展を欲したが、之が特許の更新に反對する分權主義派、即ち聯邦共和黨によつて代表せられたのである。かくして一八一一年第一合衆國銀行は解散して、Grand Bankなる一州立銀行と化した。が、憲法解釋上先の敗者が今や勝利を占めた事は、商工業地域に對する農業地域の勝利を意味するものであらう。

同行の解散により、一千萬弗の合衆國銀行紙幣は流通界から姿を消し、七百萬弗の外國資本も引上げられたから、忽ち通貨の缺乏を生じたが、之を機會に州立銀行が擡頭した。當時預金銀行主義は未だ發達せず、従つて銀行の授信業務は主として紙幣發行の形式で行はれたから、同時に州立銀行紙幣の發行額も激増した。而して國有未開地の年賦拂下制度（一七九六—一八二〇年）は益々授信業務を擴張せしめたのであつて、従つてかゝる銀行が西部に多く設立せられたのは當然である。かゝる状態は通貨の不健全なる状態に導いた。加ふるに英米戦争（一八一—一八二五年）に際して、八千萬弗の公債と三千六百七十萬弗の大藏省證券とが發行せられ、殊に後者は租税上納に

5) Carman; *ibid.*, Vol. I. pp. 503-4.

用ひ得るなど通貨の如き性質を有せしため、流通界は獨立戰爭當時に劣らざる混亂状態に陥つた。即ち一八一四年にはニューイングランド諸州以外の州立銀行は殆ど正貨兌換を停止し、ために銀行紙幣價值の變動常なく、且つ暴落の傾向を辿つた。加ふるに兌換停止當時州立銀行に預託せる國庫金は九百萬弗に上つたのであつて、今や銀行制度の不統一は金融上のみならず國家財政の上にも危険なる事が痛感せられた。

此状態に鑑みて一八一六年に第二合衆國銀行 (The Second United States Bank) が設立せられた。それは資本金を三千五百萬弗とする以外は、第一合衆國銀行の設立條件を殆どそのまま踏襲せるものであつた。同行設立に際して、憲法論争が殆ど行はれなかつたことは、たとひ下院に於て賛成投票八十に對し反對投票が七十一の多きに上つたとはいへ、注目すべき事柄である。即ちこの投票は毫も産業地域の對立を反映せず、寧ろ商工資本家の代表者の多くは、銀行が當時議會に勢力を占めたる分權主義者の手中に入る事を恐れて、反對投票を爲せし程である⁶⁾。而して同行は設立當初經營方針を誤り、一八一九年の恐慌には責任の一半を負はざるを得ざるが如き事態を見たが、其後堅實なる經營方針に復し、經濟界並に財政上第一合衆國銀行と同様の功績を擧げた。

併し乍ら堅實なる經營方針の故に、やがて西部及南部の州立銀行との間に敵對關係を生じた。即ち銀行はニューイングランドに於ては殆ど紙幣を發行せず、中部諸州に於ては後期に至るまで巨額の發行をなさなかつたが故に、州立銀行との間に敵對關係は生じなかつたが、西部及南部に於てはその反對であつて、地方銀行に對する指導的役割を演ずる上に於ては缺くるところはなかつたけれども、結局に於て彼等を對立の地位に立たしめたのである⁷⁾。加ふるに西部及南部の農民は、通貨收縮による農産物價の下落並に債務額の實質的増加てふ二重の損失を

6) Hepburn; *ibid.*, p 93.
7) Dewey; *ibid.*, p. 153.

蒙ることゝなつた。かくて西部及南部に於ては州立銀行も農民も合衆國銀行に反對し、同行を目して東部の少數の銀行家の手中にある獨占物なりと考へ、銀行制度に於ける地方分權を主張したが、之を反映せるものは若干の州の合衆國銀行支店に對する課稅事件であつた。即ち一八一八年にメリーランドは同行支店の紙幣に印紙稅を課し、翌年オハオーは州内の同行二支店に五百萬弗を課稅せんとした。雙方共に訴訟が提起せられ、結局大審院はかゝる課稅を以て憲法違反であると宣告したが、合衆國銀行に對する反對の底流は之を堰止むべくもなかつた。

而して中央に於て之を代表せるものは大統領ジャクソンである。彼は一八二九年の教書に於て銀行の違憲性を述べ、三二年に銀行の特許更新法案が兩院を通過せるにも拘らず之を拒否した。その理由は特許の更新は事實上の獨占の繼續であること、銀行の株主に價値ある賞與金を與ふる事によつて彼等を儲けさせてゐること、外國人が株式の大部分を所持し、従つて戰時には銀行は敵に利用せらるゝ恐れあること、銀行は憲法に違反すること等である。⁸⁾ 翌年大統領に再選せらるゝや、彼は合衆國銀行の特許期限満了せざるに先立ち、政府預金を引上げて之を所定の州立銀行に取扱はしむるが如き方法を探り、結局議會の内外に於る反對論轟々たる中にジャクソンの主張は實現して、第二合衆國銀行は特許期限満了と共に解散したのである。ジャクソン在任中特許更新法案が一度兩院を通過せること、並に彼が主張貫徹のために屢々財務長官の交迭を要したこと等は、當時銀行の重要性が一般に認められてゐたことを物語るものであるが、それにも拘らず彼の主張が通つたことは民主々義・地方分權主義を主張する西部及南部の異常なる經濟的發展を示すものとして注意すべきである。

(ロ) 州立銀行の興隆 第一合衆國銀行設立當時州立銀行は僅か三行に過ぎなかつたが、其後次第に増加し、

8) Dewey; *ibid.*, pp. 157-160.

9) Hepburn; *ibid.*, p. 112.

殊に第一及第二合衆國銀行の解散に際して及び一八五三年の恐慌後飛躍的に増加した。之を大體の數字によつて示すに差の如くである。¹⁰⁾(金額單位百萬弗)

年	行數	資本金額	紙幣流通高	貸出高
一七九〇	三	二・五	二・五	?
一八〇〇	二八	二一・三	一〇・五	?
一八一〇	八八	四二・六	二二・七	?
一八一五	二〇八	八二・〇	四五・五—一〇〇・〇	一五〇・〇
一八二〇	三〇七	一〇二・一	四〇・六	?
一八二九	三二九	一一〇・一	四八・二	一三七・〇
一八三七	七八八	二九〇・七	一四九・〇	五二五・一
一八五〇	八二四	二一七・三	一三一・四	三六四・二
一八六〇	一、五六二	四二〇・〇	二〇七・〇	六九一・九

此等の銀行には地方によりその經營方針・堅實さ等に於て差異があつた。即ちニューヨーク州等の商工業地に於ては、發券の基礎頗る堅實なる上に、Suffolk system 或は safety-fund system なる不換紙幣に對する連帶銷却制度が設けられたが、西部及南部諸州の銀行は概して不確實なる兌換の基礎の上に、主として發券による授信業務を營んだ。此等の事柄は本稿の敘述の範圍外に屬するが、茲に一言すべきは州と州立銀行との關係である。州立銀行は云ふまでもなく州の特許に據るものであるが、中には州自ら之を設け、その總裁も理事も州當局の任命する銀行があつた。此種の銀行は、既に一八〇六年ヴァーモント・ケンタツキー兩州によつて設立せられ、翌年にはデラウエア、一八一〇年には北カロライナも之に倣ひ、¹¹⁾其後西部・南部に續々起さ

10) Hepburn; *ibid.*, p. 87-127., Dewey; *ibid.*, p. 154. 260 に掲ぐる表に據る。

11) Hepburn; *ibid.*, pp. 86-7.

れた。既に憲法に於て州が紙幣を發行する事は禁ぜられてゐる以上、かゝる銀行の合法性如何が問題とならざるを得ない。果然一八二四年にはジョルジア銀行對第二合衆國銀行の訴訟が提起せられ、二九年にはケンタツキー銀行、三〇年にはミヅーリ銀行に對する訴訟が夫々起され、何れも大審院に於て憲法違反の宣告を受けた。¹²⁾併し乍ら三七年に至り、前の判決は覆された。即ち州が自己の信用に基いて發行する紙幣は違法であるが、州立銀行紙幣は、たとひ州のみが株主たる場合に於ても、違法ならずとせられたのであつて、之を機會に西部及南部には同種の銀行發生し、農民の利益とする不換紙幣インフレーションを起すことゝなつた。¹³⁾

實に州が一部又は全部の株主となつて銀行設立に參畫せしことは、所謂「内部改善」(internal improvement)の一翼をなすものである。内部改善とは恐らく外部發展即ち未開地への積極的な進出移住に對して用ひられた言葉であつて、即ち既に成立せる州内に運河・鐵道・銀行等の諸種の施設をなし、以て州の經濟的發展に資せんとするものである。従つてそれは特に西部及南部に新たに成立せる諸州の經濟發展策に妥當する概念であるが、その一翼たる銀行經營が憲法によつて結局認められたといふ事は、此等の地域の勢力の擡頭、分權主義・民主主義の勝利を如實に示すものであつて、聯邦銀行主義の敗退と相俟つて、健全通貨論に對する通貨膨張論の勝利を物語るものであつた。

(ハ)獨立國庫制度 政府は第二合衆國銀行より國庫金を引上げた後に、専ら所定の州立銀行をして之が保管に當らしめ、且つ此等の銀行に國庫事務の取扱を委ねた。然るに州立銀行の經營が多く不良なりしこと前述の如くであつたから、一八三七年の恐慌に際しては、大多數の州立銀行は正貨支拂停止に陥り、破綻するもの續出し、

12) Dewey; *ibid.*, p. 160.

13) Bogart, E. L.; *Economic History of the American People*, p. 377.

國庫金は減價したる銀行券以外に何物を以ても拂出されず、聯邦政府の財政はために頗る困難に陥つた。之に基いて案出せられたのが獨立國庫制度 (Independent Treasury System) であつて、一八四〇年に創設せられ、翌年第三合衆國銀行の設立を企圖せる商工黨によつて一旦廢止せられたが、四六年に復活を見、以て一九一三年聯邦準備制度創設にまで及んだものである。四六年の規定によれば、ウォシントンに本金庫、國內重要都市に支金庫を置き、こゝに於て國庫金の取扱並に保管をなすのであつて、且つ國庫に於ける收支は、南北戦争後國立銀行制度が設けらるゝまでは、總て正貨を以てせらるべき定めであつた。かくて財政機關と銀行とが絶縁すると同時に、財政收支手段としての貨幣と一般流通手段としての貨幣とは區別せらるゝことゝなつた。従つて財政上の正貨主義は徹底し、中央政府の財政は紙幣價值の變動による直接的影響を免がるゝを得たが、他方財政による金融統制は不可能となり、金融界はいはば無政府状態に放任せらるゝに至つた。

併し乍らこの制度によつて正貨の使用を高め、以て銀行紙幣に對する需要を減すべき事が期待せられたことは¹⁴⁾健全通貨主義の主張の一部を取入れたものと見ることが出來よう。デュウイもいふ如く實に獨立國庫制度は、州立銀行に對し將又聯邦銀行に對する一の抗議であつた。¹⁵⁾見方を換へればこの制度は健全通貨主義と通貨膨張論との緩衝物であつて、西部及南部の無制限的通貨膨張論もこの點に於て一の限界を有したと考ふべきであらう。

三、南北戦争後の通貨論争

(イ) 國立銀行制度 一八六三年の國立銀行條例及び翌年の修正條例に據つて國立銀行制度 (National Banking

14) Faulkner, H. U.; American Economic History, 3. ed., p. 231.

15) Dewey; *ibid.*, p. 259.

System) が創設せられた。その目的は南北戦争に際して聯邦政府が發行せる巨額の公債に對する市場を擴大し、併せて銀行券及發券銀行制度を統一するにあつた。この制度を支持する論議の要點は、(一)この制度は多種多様の州立銀行紙幣に代つて齊一なる通貨を供給するであらうこと、(二)州立銀行紙幣の不當なる膨張を阻止するであらうこと、(三)州立銀行制度の下では銀行及銀行紙幣の分布状態が地域的に頗る不公平であるが、之は國立銀行制度によつて矯正せられるであらうこと、(四)州立銀行制度の下では通貨の膨張・收縮共に急激にして安定を缺くこと、(五)州立銀行の紙幣發行は政府が國庫證券の發行によつて得べき利益と兩立せざること等であつて、加ふるに南北戦争を機會に、州の自治主義に對し國民意識乃至國家主義の擡頭著しかりし事も、國立銀行制度支持論の有力なる背景をなしてゐた事を忘れてはならない。¹⁶⁾

條例の表決に際して民主黨(聯邦共和黨の後身)は全部反對投票をなした。併し多數を以て可決せられた事は、勿論南部諸州が表決に加つてゐない事を考慮に入れなければならぬが、健全通貨主義・聯邦主義の勝利を意味するものに外ならない。尤も國立銀行制度は南北戦争以前の合衆國銀行の如き集中的なものではなく、地方的色彩を多分に存してゐる。換言すれば國民經濟的に見て無秩序なる地方銀行制度に代ふるに、國家の統制する秩序ある地方銀行制度を以てしたものである。此點に於て政府の特許による單一發券銀行主義と州の自治に基く多數發券銀行主義との妥協であり折衷であるが、併しこの制度が實現した事は、かつて敗退せる商工業地域の健全通貨主義が再びその勢力を盛返した事を示すものである。

併し乍ら南北戦争後、交通機關の發達・家産法其他諸法律の制定・農業機械の普及等によつて西漸運動が進展

(註) 之は1861年正貨支拂停止後、州立銀行が正貨を手離してグリーンバックを兌換準備に充て、以て自己の紙幣を膨張せしむると同時に、間接に國庫證券の市場を狹溢ならしめたことを意味する。

16) Dewey; *ibid.*, pp. 320-326.

し、また南部諸州も再び聯邦に加はるに及んで、西部及南部の農業地域の国立銀行制度に對する批判が始つた。先づ此制度は都市の少數者に富を造らしむる獨占的の制度なるが故に、この制度が存続せらるべきならばその條件をもつと寛容にするか、さもなければ銀行券を廢して政府紙幣に代位せしむべしと論ぜられた。私的獨占體によるよりも政府による通貨の膨張・收縮の方が、また前者の代理物たる紙幣よりも政府紙幣を流通させる方が、より民主々義的であるといふのである。第二に国立銀行は二重の利益、即ち政府に預託せる公債利子並にこの公債の代りに得たる紙幣を貸出して得る利子を收得するとの非難が起つた。¹⁷⁾ 第三には国立銀行紙幣分布の地域的不公平が擧げられた。即ち銀行券發行額は全國を通じて三億弗に限定せられ、その半額は人口に應じ他の半額は既存銀行の現在資本金及資産額に應じて、各州に按分せられたから、勢ひ銀行券は東部諸州に偏在せざるを得なかつた。これ通貨の膨張を欲する西部及南部の人達をして、国立銀行が東部商工資本家の獨占物なりと叫ばしめた重要な論據であつて、此主張は政府紙幣論と合して一八七〇年頃一時国立銀行制度を危殆に瀕せしめたのである。¹⁸⁾

一八七〇年に銀行券發行總額を三億五千四百萬弗に増加したのは、通貨膨張論者の主張を容れたものであつた。更に一八七五年の正貨兌換復歸條例 (Resumption Act) に於ては、銀行券發行總額に關する制限を撤廢し、且つ今後發行せらるゝ国立銀行紙幣額の八〇%に相當する政府紙幣を回收する(但し政府紙幣流通額が三億弗に至れば回收を打切る)こととせられた。當時西部及南部に於ては、國債投資よりも商取引による利益大なりしたため、一八七〇年の條例改正も結局紙幣分布の不公平を矯正するに至らず、識者をして通貨膨張論の眞摯さを疑はしめたが、¹⁹⁾ 尙ほ膨

17) Dewey; *ibid.*, pp. 389-390.

18) Hepburn; *ibid.*, p. 313.

19) Dewey; *ibid.*, pp. 386-7.

張論強く、茲に上述の條例に於て自由銀行主義を規定せしめたのであつた。之によつて西部及南部に於ても自由に銀行を組織することが出來、此等の地域の不平の原因たる通貨及信用制度の不適當による不利益は幾分救濟された。併し彼等の欲する通貨膨張は政府紙幣による銀行紙幣の代位によつてのみ達せられると信じたが故に、國立銀行制度に對する反對論は依然繼續せられたのである。²⁰⁾

(ロ)グリーンバック運動 國立銀行制度に對する反對論は、通貨膨張を欲する立場に於ては、當然グリーンバック擁護論と結びついた。よつて通貨論の吟味を此方面に轉換しよう。グリーンバック (Greenback) は云ふ迄もなく南北戰爭に際して、戰費調達の一手段として、一八六二年より三年に亙つて發行せられた政府紙幣であつて、その總額は四億五千萬弗に上つた。而してそれは結局不換紙幣となり、且つ一八六一年に正貨支拂を停止せる結果、政府の短期債券も亦通貨と同様に流通し、茲に戰時中インフレーションが起り、物價騰貴を激成した、之によつて債權者並に俸給及賃銀生活者は頗る打撃を蒙り、政府の財政も亦歳入の實質的減少によつて困窮した。

元々グリーンバックの發行は一時的のものであつて、國立銀行反對論に對しては、銀行紙幣は州立銀行紙幣を排除するよりも、寧ろ一時的なグリーンバックに代つて、永久的な通貨たるべき性質のものであるとの説明もなされたものであつた。²¹⁾ この一時的性質に基き、且つ上述の不健全なる通貨膨張に鑑み、戰後政府はグリーンバックの回収に着手し、一八六八年には回収停止となりまた七三年の恐慌に際しては却つて増發をも見たが、翌年七月の條例によつて流通最高額を三億八千二百萬弗に限定し、更に七五年には前述の正貨兌換復歸條例が議會を通過した。而して結局七八年五月末の流通高三億四千六百六十八萬弗を以て回収を打切り、右の條例に豫告せる如

20) Hepburn; *ibid.*, p. 321.

21) Hepburn; *ibid.*, p. 307.

く、翌年一月より兌換を開始したのであつた。

右の回收並に正貨兌換復歸の過程に於て、此等の諸方策に反對したのは西部及南部の農民であつた。蓋し當時農産物價は生産過剰の結果急激に下落しつゝあり、通貨價値の回復は之を助長するものであつたからである。また經營設備擴張のため、農民には農地を擔保にして借金せるものが多かつたが、今や價格下落せる農産物を賣つて得たる、而も價値高き貨幣を以て債務の辨済に充てざるを得なかつたからである。かくて彼等は不換紙幣としてのグリーンバック擁護運動に狂奔したが、此運動に結びついて一八七六年にはグリーンバック黨なる政黨が組織せられた。その主張は正貨兌換復歸條例の撤廢、日歩一錢を超えざる利附證券に換へ得る政府紙幣の發行、國立銀行紙幣の廢止、金貨外債の發行禁止等であつて、要するに金を基礎とする通貨制度を排除し、國債を兌換の基礎とする紙幣を以て通貨の本體となさんとするにある。その論據には、通貨の發行は政府の機能に屬し、私人に委ぬべからざる至上の權利であるとの見解があり、この見解が國民主義及民主々義精神にアツピールすると同時に、自然的に且つ急速に不換紙幣主義の認容にまで導いたのである。²²⁾

グリーンバック擁護論者の主張の一部は實現して、或は一八六八年及七八年の紙幣回收停止となり、或は正貨兌換復歸條例中の紙幣廢棄條項の撤廢となつた。²³⁾ 併し結局に於て健全通貨主義の勝利に終つたため、グリーンバック黨の勢力は一八八二年の國立銀行の特許更新に關する條例通過後著しく衰頹したが、²⁴⁾ 通貨膨張論は依然繼續した。而もそれは銀運動なる別個の形をとつて現はれたのである。

(ハ) 銀運動 一八三四年の法律によつて、金銀の法定比價は一五・九八對一とせられたが、これは多少金を

22) Dewey ; *ibid.*, p. 379.

23) Dewey ; *ibid.*, p. 382.

24) Hepburn ; *ibid.*, p. 327.

過大評價せるため、銀貨は流通界より姿を沒し、制度上は金銀兩本位制であつたけれども、事實上は金單本位制と異らなかつた。此状態は南北戦争後にも及び、結局議會は一八七三年に至り、銀貨の法貨たる事は依然之を認むるも、爾後その鑄造を停止する旨の法律を通過した。此法律は銀擁護者の非難的となつたが、偶々當時は銀價の世界的暴落時代なりしため、通貨膨張論者は之を機會に銀擁護者と手を握り、事實上の銀本位制の復活に進ずることゝなつた。即ち例へば一八八六年には銀貨一弗の金價値は九十仙に暴落するといふ有様なりしため、若し法定比價に従つて本位銀貨が鑄造せらるゝならば、銀貨は金貨を流通界より驅逐し、通貨價値は銀貨價値に落付くべしと考へ、茲に通貨膨張論者と産銀利益との握手を見たのである。

銀運動の主張は、一八七八年グリーンバックの兌換開始に際して一部分實現した。即ち兌換の基礎として金銀兩本位制が採用せられたのであつて、同年のブランド・アリソン條例には、政府は毎月二百萬弗乃至四百萬弗の銀塊を市價を以て購入し之を本位銀貨に鑄造すべき事、國庫に十弗以上の銀貨を預託するものに對してあらゆる公納に充て得る銀券を交付する事等が規定せられてゐる。此規定は一面には、同年のグリーンバック回收打切と共に、國立銀行紙幣の増加を阻止する目的を有せしものであつた。²⁵⁾ 併し銀運動は之によつても終焉せず、一八九〇年にはシャーマン銀購入條例を制定せしめた。之によれば大藏省は(一)銀の市價が一オンスに付一一九・〇二仙以下なる限り、時價によつて毎月四百五十萬オンスまで銀塊を購入し、(二)此銀塊に對して額面一弗乃至十弗の大藏省證券を發行し、無制限法貨として流通せしめ、且つ大藏大臣の判斷に従つて金貨又は銀貨と兌換するのであつて、金銀兩本位制の基礎は益々確立した。否寧ろ金本位制の基礎は却て危くなつたのであつて、その唯一の

25) Hepburn; *ibid.*, p. 324.

守りは銀の購入額を重量で定めたことであつた。²⁶⁾

併し乍ら列國の金本位制採用の趨勢に鑑み、一八九三年に銀購入條例は廢止せられた。廢止に對する上院の投票は全く地域的であつて、即ち南部及西部選出の議員は擧つて廢止に反對した。此情勢は九三年の大統領選舉に反映し、即ち民主黨に結成せる農民は、金本位制を主張する東部の勢力を黨の支配より驅逐して、法定比價による銀貨の自由無制限鑄造を以て最重要なる綱領とした。而して同年の選舉は結局金本位制による健全通貨主義の勝利に歸したが、銀運動は尙ほ執拗に繼續せられ、一九〇〇年の金單本位制採用にまで及んだのである。²⁷⁾

四、結 語

アメリカ合衆國に於ては、十九世紀を通じて、健全通貨論と通貨膨張論との活潑なる論争が行はれた。之を概観するに、國初に於ては聯邦主義者によつて健全通貨論が主張せられ、統一的發券銀行として合衆國銀行が設立せられた。之は、憲法が新興資本家階級の利益を主眼として制定せられたものであると同様に、東北部の商工業地域の利益を擁護すべきものであつた。併し其後西漸運動が進展し、農業地域の政治的經濟的勢力が大となるに従ひ、通貨の膨張を欲する農業利益は、聯邦主義に反對して州立銀行の發展を望んだ。かくて第二合衆國銀行の解散並に其後の州立銀行の發展は、商工資本主義に對する農業の、また商工業地域に對する農業地域の勝利を意味した。

併し乍ら南北戰爭に際して、健全通貨論が再び勢力を回復し、國立銀行制度の創設によつて、或程度その主張

26) Faulkner; *ibid.*, p. 635.

27) *ibid.*; pp. 638-9.

を實現した。思ふに南北戦争は、合衆國の眞の意味に於ける國家的統一への大なる捨石であつた。勿論國家的統一意識を生出したものは、北部の商工資本家である。換言すれば資本主義的統一國家としてのアメリカの發展は南北戦争を以てその新たなる出發點としたのである。併し産業の地域的分化は之を以て解消したわけではない。かくて西部及南部は、戦前に引續き通貨膨張を主張し、戦争後の西漸運動の飛躍的發展による農業地域の政治的經濟的勢力の増大に應じて、その主張には依然強力なるものがあつた。而して膨張論者は、先づ國立銀行制度そのものに反對し、次にその制度の改正を要求し、第三にグリーンバックを以て銀行紙幣に代へんと欲し、最後に銀擁護者と握手して銀本位制の確立を期し、以て主張の貫徹を計つた。それにも拘らず、通貨膨張論の力は、健全通貨論の實現を多少遅延させるか、若くはその實現状態を緩和させる以上には出でなかつた。之れ農業利益に對する商工利益の勝利を意味するものであり、その勝利の裏には、戦後商工業が農業以上の速度を以て發展せる事實の存せることを見逃してはならない。

此間に於て注意すべきは、南北戦争以前の通貨膨張論が、地方分權主義・州自治主義と關聯せるに對し、戦争後のそれが一種の國家主義と結びついて、政府紙幣による通貨膨張を主張せることである。之は一見矛盾なるが如くにして矛盾ではなかつた。蓋し近代資本家の掌中にある通貨よりも、人民のものである政府の發行する通貨の方が、彼等の根本主張たる民主々義精神によりよく適ふからである。